

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	事後評価の結果 2	総合評価	担当課	特記事項																							
				着手	1 再評価	完成																													
7	街路事業 夷守線(島田) 外1路線	小林市	夷守線 L=540m W=6.0 (17.0)m 文化会館西通線 L=107m W=6.0 (14.0)m	H15	-	H24	1,025	<p>【事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で円滑な交通の確保 自転車、歩行者の安全確保 <p>【事業効果の発現状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車道拡幅や歩道整備を県施工の街路事業と市施工の土地区画整理事業が一体となって、整備したことにより、車両の円滑な交通が確保でき、混雑時における走行速度が向上した。 通学児童をはじめとした歩行者等の安心・安全な通行が確保され、交通事故が減少した。 災害時には、指定避難場所(文化会館)への避難道路としても活用される道路でもあり、災害時の避難道路としての機能向上が図られた。 <p>参考 (整備後の地元の声)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学路で歩道がなく、大型トラック等が通過する度にとても怖い思いをしていたが、歩道が整備されたことで、安心して通学できるようになった。 高齢で電動カーを使用する人が年々増えてきている。歩道が整備され歩行者と安全にすれ違うことができるようになった。 観光地へ通じる道路として重要な路線であるので、観光誘致にも効果がある。神之郷温泉で合宿をする駅伝選手やクロスカントリー選手が本路線を練習で走行している。 <p>夷守線(県道霧島公園小林線)の交通事故発生件数の減少【約5割減】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事故発生区間</th> <th colspan="2">【供用前】(H23~H25の平均)</th> <th colspan="2">【供用後】(H26~H28の平均)</th> </tr> <tr> <th>全体発生件数</th> <th>人対車両発生件数</th> <th>全体発生件数</th> <th>人対車両発生件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夷守線(県道霧島公園小林線)(此の空欄~市島田交差点)</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>混雑時における走行速度の向上【約3km/h改善】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供用前(H16)</th> <th>交通量(ピーク時 17:00~18:00)</th> <th>718台/時</th> <th>平均速度</th> <th>29.0km/h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用後(H28)</td> <td>交通量(ピーク時 17:00~18:00)</td> <td>790台/時</td> <td>平均速度</td> <td>31.5km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業による環境の変化や環境保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設道路を拡幅する工事であるが、切土や盛土などの工事ではないため、環境に大きな変化をあたえる事業ではない。 歩道に植樹したことにより、まちなかに緑を創出し、道路利用者の快適性の向上が図られた。 <p>【施設の維持管理状況】</p> <p>適正に維持管理されており、道路管理上の問題は無い。また、地元住民が美化活動(清掃)を行っている。</p> <p>【今後の事業評価の必要性】</p> <p>当該区間の整備により、円滑な交通の確保や自転車・歩行者の安全性の向上が図られるなど、所定の効果が得られており、今後の事後評価の必要はない。</p> <p>【改善措置の必要性】</p> <p>当該区間の整備により、円滑な交通の確保や自転車・歩行者の安全性の向上が図られており、今後の改善措置の必要はない。</p> <p>【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】</p> <p>特になし</p>	事故発生区間	【供用前】(H23~H25の平均)		【供用後】(H26~H28の平均)		全体発生件数	人対車両発生件数	全体発生件数	人対車両発生件数	夷守線(県道霧島公園小林線)(此の空欄~市島田交差点)	4	1	2	0	供用前(H16)	交通量(ピーク時 17:00~18:00)	718台/時	平均速度	29.0km/h	供用後(H28)	交通量(ピーク時 17:00~18:00)	790台/時	平均速度	31.5km/h	事業効果が認められる	都市計画課	特になし
事故発生区間	【供用前】(H23~H25の平均)		【供用後】(H26~H28の平均)																																
	全体発生件数	人対車両発生件数	全体発生件数	人対車両発生件数																															
夷守線(県道霧島公園小林線)(此の空欄~市島田交差点)	4	1	2	0																															
供用前(H16)	交通量(ピーク時 17:00~18:00)	718台/時	平均速度	29.0km/h																															
供用後(H28)	交通量(ピーク時 17:00~18:00)	790台/時	平均速度	31.5km/h																															

(対象理由) 全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業再度、事後評価の必要があると判断した事業

1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。
2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。